重度障害者就労支援事業の実施に関する協定書

　水戸市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，水戸市重度障害者就労支援事業実施要項（令和６年水戸市告示第　号。以下「要項」という。）に規定する事業（以下「事業」という。）の実施について，次の条項により協定する。

　（総則）

第１条　乙は，利用者（要項第８条第１項に規定する利用者をいう。以下同じ。）との契約に基づく重度障害者就労支援の提供並びに利用者からの委任に基づく給付費の請求を行い，甲は，利用者が提供を受けた重度障害者就労支援について乙に給付費を支払う。

　（支援の提供等）

第２条　乙は，重度障害者就労支援の提供等に当たり，障害者の日常生活又は社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第５条第３項に規定する重度訪問介護，同条第４項に規定する同行援護又は同条第５項に規定する行動援護（第３条第２項において「重度訪問介護等」という。）と同等の支援を行うとともに，要項の規定を遵守するものとする。

２　乙は，要項第４条に規定する支援計画の作成について，事業を利用しようとする者及び関係機関との協議その他必要な協力を行うものとする。

３　甲は，事業の実施について必要があると認める場合は，乙に対して是正その他必要な措置を求めることができる。

　（協定期間等）

第３条　この協定の有効期間は，締結の日から　　　　年　　月　　日までとする。

２　この協定の有効期間の満了の日までに，甲，乙双方から協定終了の意思表示がなく，かつ，乙が行う重度訪問介護等について法第41条第１項の指定（次項において「指定」という。）の更新があった場合は，この協定は自動的に更新するものとする。

３　前項の場合における更新後の協定の有効期間の満了の日は，更新後の指定の有効期間の満了の日とする。

　（給付費の請求等）

第４条　乙は，給付費を請求しようとするときは，当月分の請求書，明細書及び実績記録票の写しをとりまとめ，翌月10日までに甲に提出するものとする。

２　甲は，乙から給付費の請求があったときは，その内容を審査し，適当であると認めたときは，当該請求が行われた日の属する月の翌月の末日までに，給付費を支払うものとする。

　（給付費の返還）

第５条　甲は，乙が給付費を不正又は不当に受領した場合は，甲が給付費として支払った金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

２　乙は，甲から給付費の返還を求められた場合は，速やかに返還しなければならない。

　（報告等）

第６条　乙は，甲から重度障害者就労支援の提供状況その他必要な事項について報告を求められたときは，速やかに報告するものとする。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第７条　乙は，この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。

　（協定の解除）

第８条　甲は，次の各号のいずれかに該当するときは，この協定を解除することができる。

(1) 乙がこの協定に違反したとき。

(2) 重度障害者就労支援の提供につき，乙に不正の行為があったとき。

(3) 乙が，正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

(4) 乙が，法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者でなくなったとき。

(5) 警察署長その他の捜査機関からの通報等により，乙が水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成20年水戸市告示第16号）別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。

２　前項の規定によりこの協定を解除した場合において，甲に損害が生じたときは，乙は，その損害を賠償しなければならない。この場合における損害の賠償額は，甲・乙協議の上，定めるものとする。

　（秘密の保持）

第９条　乙及び乙の従業員は，重度障害者就労支援の提供等について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の満了後も，また，同様とする。

　（記録の整備等）

第10条　乙は，重度障害者就労支援の提供等に関して，実績記録票，給付費及び利用者負担額の請求等に関する帳簿その他の記録を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。

　（法令等の遵守）

第11条　この協定に定めるもののほか，乙は，この協定の履行に関して日本国の法令並びに本市の条例及び規則等を遵守しなければならない。

　（疑義の決定）

第12条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは，甲・乙協議の上決定するものとする。

　この協定の成立を証するため，本書２通を作成し，甲・乙記名押印の上，各１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　水戸市中央１丁目４番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　水戸市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　水戸市長　　高　橋　　　靖

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙